

熊本県公報

号外 第 2 8 号
平成 28 年 3 月 30 日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 登 載 依 頼**
- 熊本県選挙管理委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程……………(選挙管理委員会) 1
 - 熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程……………(") 1
 - 熊本県選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程……………(") 2
 - 熊本県知事選挙における当選人の住所及び氏名……………(") 3

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第 3 3 号

熊本県選挙管理委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を定める。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

熊本県選挙管理委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県選挙管理委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程(平成 1 3 年熊本県選挙管理委員会告示第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第 3 号様式及び別記第 4 号様式中「この決定に不服があるときは」を「1 この決定に不服があるときは」に、「6 0 日」を「3 か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第 1 3 号様式中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第 3 4 号

熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を定める。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成 1 3 年熊本県選挙管理委員会告示第 2 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第 3 号様式、別記第 4 号様式、別記第 1 1 号様式、別記第 1 2 号様式、別記第 1 3 号の 6 様式、別記第 1 3 号の 7 様式、別記第 2 0 号様式及び別記第 2 1 号様式中「この決定に不服があるときは」を「1 この決定に不服があるときは」に、「6 0 日」を「3 か

月」に、「異議申立てをすることができません。」を「審査請求をすることができません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。」に、「この決定の取消の訴えは、この決定があったことを知った日」を「2 この決定の取消の訴えは、この決定があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）」に改め、「提起することはできません。」の次に「ただし、この決定があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、決定の取消の訴えを提起することができなくなります。」を加える。

別記第8号様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。
別記第15号様式中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第35号

熊本県選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程を定める。

平成28年3月30日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

熊本県選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

熊本県選挙管理委員会行政文書管理規程（平成24年熊本県選挙管理委員会告示第34号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。
別表中

12	不服申立てに関する裁決又は決定（審議会等における検討等を含む。）及びその経緯	異議申出（審査申立て）の提起	異議申出（審査申立て）の提起に関する文書	裁決又は決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	移管
		要件審理	要件審理に関する文書		
		審理	弁明に関する文書		
			反論に関する文書		
			証拠調べに関する文書		
裁決（決定）、取下げ	裁決等に関する文書				

を「

12	審査請求に関する裁決（審議会等における検討等を含む。）及びその経緯	審査請求の提起	審査請求の提起に関する文書	裁決その他の処分 がされる日に係る 特定日以後10年	移管
		要件審理	要件審理に関する文書		
		審理	弁明に関する文書		
			反論に関する文書		
			証拠調べに関する文書		
裁決、取下げ	裁決に関する文書				

に改める。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第36号

平成28年3月27日執行の熊本県知事選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成28年3月30日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永 榮治

住 所	氏 名
熊本県熊本市中央区水前寺2丁目25番1号	蒲 島 郁 夫